解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十九日

沖縄県糸満市字照屋一二七五　三階

特定非営利活動法人知的障害者支援センターはばたき

清算人　喜納　平

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年三月十一日に解散し、清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十九日

栃木県矢板市大槻六八二―三番地

清算法人矢板市南部土地改良区

代表清算人　齋藤　慶生

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年五月二十四日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十九日

愛知県常滑市新開町四丁目一番地

常滑千代ケ丘土地区画整理組合

清算人代表　相武　龍夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十九日

奈良県五條市西吉野町陰地一三一番地

財団法人陰地自治会

代表清算人　西平　善嗣

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十九日

香川県高松市春日町九〇一―一

特定非営利活動法人柿の木

清算人　菊池　英信

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年六月十日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十九日

福岡県福岡市西区大字小田一一九六番地の一

清算法人福岡市嶽の山土地改良区

清算人代表　田中　正行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月十八日開催の社員総会の決議により平成二十三年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十九日

鹿児島市吉野町七三五四番地七

特定非営利活動法人鹿児島県インテリアコーディネーター協会

清算人　手﨑　清美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市立花一六地割一六一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邉　正光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

事務所岩手県北上市本石町二丁目一番三七号

相続財産管理人　髙橋　文雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市来栖一二三三番地一〇、最後の住所茨城県ひたちなか市大字津田一八五三番地七八ジュネス・Ｙ一〇一号

被相続人　亡　佐藤　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

茨城県水戸市南町一丁目三番二七号橋本ビル三階

相続財産管理人　弁護士　木島千華夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西多摩郡日の出町大字大久野三〇九二番地、最後の住所東京都立川市高松町二丁目二四番五号　被相続人　亡　樋口　輝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区南八千代町三番、最後の住所北九州市八幡西区南八千代町三番一二―七〇五号　被相続人　亡　丸谷　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

福岡県京都郡苅田町富久町一丁目一番地四

相続財産管理人　司法書士　福田　春子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県国東市国東町鶴川一三三七番地、最後の住所大分県杵築市大字杵築六六五番地一三六　多麻住宅Ｄ

被相続人　亡　四宮　義榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

大分市荷揚町一〇番一三号大分法曹ビル五階　相続財産管理人　弁護士　生野　誉士

債権申出の催告（第二回）

当確定給付企業年金は、平成二十三年三月三十一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十三年七月十九日

千葉県八千代市大和田新田四五六番地一一三

ニチレイグループ確定給付企業年金

清算人　箕浦　聡司

債権申出の催告（第二回）

当企業年金は、平成二十三年六月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十九日

東京都品川区西五反田四丁目三二番一号

東日カーライフグループ企業年金

清算人　吉村　隆治